

第 1 章 防災教育

— 子どもたちの命を守るために —



八王子市立学校**危機**管理マニュアル
Risk management

第1章 防災教育 — 子どもたちの命を守るために —

1 児童・生徒の防災教育

(1) 防災教育の目的

防災教育は安全教育の一部をなすものであり、児童・生徒が、災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、安全に関して自らの確に対応するための思考力、判断力や行動力を身に付けること、災害時に進んで他者や地域社会の安全に役立つことができるような実践的な能力や態度などを養うことを主なねらいとしている。

特に、いつ、どのような規模で発生するか予測ができない地震に対しては、児童・生徒が瞬時かつ臨機応変に安全な行動がとれる危機回避能力の育成が必要である。児童・生徒の発達の段階に応じ、安全指導と安全管理の両面から相互の関連を図り、計画的、継続的に防災教育を進めることが必要である。

また、児童・生徒が日ごろから学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加することで、他者や社会の安全に貢献できる資質や能力が身に付くように指導することが大切である。

(2) 学校における防災教育に関する計画の策定と位置付け

学校保健安全法第27条には、「学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。」と規定されている。

学校においては、「安全教育」「安全管理」「組織活動」「教職員等の研修」を含めた総合的な学校安全計画を策定・実施するものであり、学校における防災教育に関する計画は、学校安全計画の一部として位置づけられる。

(3) 防災教育の内容

防災教育は児童・生徒の発達段階、地域の特性や実態に応じて指導内容を検討し、各教科、道徳、特別活動等、教育活動全体を通して計画的に進める必要がある。一般に防災教育の内容としては、次の三つが考えられる。

- ① 自然環境や地域における過去の災害の特性や災害時における危険の認識、避難場所の確認などの日常的な備え、防災体制の仕組み等、災害や防災に対する基礎的・基本的な事項について
- ② 的確な判断の下に、自らの安全を確保するための基本的な行動について
- ③ 災害発生時及び事後に、災害復旧支援活動に参加するなど、進んで他の人々や地域に役立つことができるような思いやりの心や社会的連帯性の育成について

防災に関する指導内容を整理し、各教科、道徳、特別活動等での関連を図りながら効果的な防災教育を行う必要がある。

ア 各教科

教科間で指導内容の関連を図りながら、防災に関する基礎的・基本的な知識を系統的に理解し、安全を確保するための思考力や判断力を養う。

イ 道徳

道徳では、生命尊重の精神、思いやりの心、公德心・公共心などの道徳性を育て、道徳的実践力を身に付ける。

ウ 特別活動

特別活動では、学級活動、児童会・生徒会活動、学校行事等を通して、自らの安全を確保するための実践的な態度や能力、望ましい習慣を身に付ける。

エ 課外活動等

地域と連携して、避難訓練・防災訓練、防災に関する講話等を通して、自らの安全を確保するとともに、他の人々や地域の役に立つような態度と能力を身に付ける。

(4) 発達段階に応じた安全指導のねらい

① 小学校

地震や火災等発生時における行動の仕方や対処の方法について考えさせたり、日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解させたりするとともに、的確な判断の下に安全な行動ができる能力を身に付けさせる。

② 中学校

地震や火災等発生時に予想される状況について理解を深めるとともに、日常生活において危険を事前に予測し、災害が発生した際にも適切な行動がとれるような能力を身に付けさせる。さらに、他の人々や地域の安全に役立つ態度や能力を養う必要がある。

(5) 副読本「地震と安全」の活用

防災教育の内容を充実するため、関連する教科、道徳、特別活動や避難訓練・防災訓練の事前の指導等において、副読本「地震と安全（東京都教育委員会）」を効果的に活用するよう工夫する。また、添付の教員用資料「地震と安全の活用にあたって」には、指導の展開例として地震が発生した時の行動、地震の被害、応急手当、地震の備え等の主題が示されているので、指導の際に効果的に活用する。

特に、副読本に掲載されている「災害伝言ダイヤルの活用」については、保護者とともに記入し、切り取って常に携帯するよう指導する。

副読本「地震と安全」を通して、以下のことを学習する。



① 小学校

- ア 学校、家庭、登下校時等、さまざまな場面や時刻で地震が起こった場合の避難の基本について考える。
- イ 地震の原因、大きさ、強さについての基礎的な知識を得る。
- ウ 地震による建物の倒壊、地割れ、火事、水道、ガス、交通、電気などの被害について具体的に知る。
- エ 地震への備えが大切であることを理解する。

② 中学校

- ア 地震に対する備えと心構えについて非常持出品の準備や家庭での話し合いの必要性等を中心に理解する。
- イ 地震の大きさや強さ、伝わり方、地震の起き方について理解する。
- ウ 過去の災害から地震災害について具体的に知る。
- エ 地震発生時の応急救護（応急手当の基本、けが人、病人の運び方、救急車の呼び方等）について知り、実践できるようにする。

(6) 防災教育補助教材「3.11 を忘れない」の活用

平成 23 年（2011 年）3 月 11 日に発生した東日本大震災を踏まえ、まず自分の命を守り、次に身近な人を助け、さらに地域に貢献できる人材を育成する防災教育を推進するために、補助教材「3.11

を忘れない（東京都教育委員会）」を教科等において横断的に活用する。

（小学校第 5・6 学年、中学校第 2・3 学年）

本教材の主な学習内容

- ア 自助・共助の心を育てる
- イ 公助の働きを知る
- ウ 救急救命・消火等の技能等を学ぶ
- エ 被災地の子どもたちの思いから学ぶ
- オ 東京の過去の災害から学ぶ
- カ 古典文学や先人の教えから学ぶ
- キ 正しい情報収集と適切な情報活用について考える



（7）防災教育を進める上での留意点

① 指導計画の作成

防災教育の年間指導計画は、学校が作成している安全指導年間指導計画の一部をなすものであるが、より具体的に内容の体系化を図り、充実したものとすることが重要である。作成・改善に当たっては、「安全教育プログラム（東京都教育委員会）」の『災害安全』を活用する。

② 指導体制づくり

学校における防災教育を組織的・計画的に進めるために校内組織・指導体制の確立を図るとともに、保護者や地域の関係機関や自主防災組織等との連携を図る。



③ 防災教育改善のための評価

年間指導計画に基づく実践を共通理解、意欲、協力作業等の観点から評価し、次年度の防災教育の計画に生かすことが大切である。

④ 視聴覚教材、映像教材等の活用

指導に当たって、副読本「地震と安全」を活用するとともに、児童・生徒がより興味・関心をもって学習できるように、東京消防庁、警視庁、行政機関、民間団体等で発行している防災にかかわる各種の資料や視聴覚・映像教材等を活用する。防災に関する教材の作成に当たっては、地域に関連したものを教材化すると効果的である。

また、非常時の対応について、具体的な対処方法を生徒手帳等に記載し、児童・生徒が被災時にとるべき行動が分かるように工夫しておくことも大切である。

⑤ ボランティア活動の推進

児童・生徒が体験を通して他人を思いやるというボランティアの基本となる心や社会に進んで奉仕する態度を培うことができるよう、日頃から地域の教育力を積極的に取り入れた活動を展開するなど、ボランティア活動の機会を設けるようにする。

特に中学校では、可能な範囲で、初期消火活動、救出活動、応急手当などの災害応急活動に進んで協力する態度の育成に努める。想定される支援活動としては、避難している方々への物品配布の手伝いや清掃活動等、地域においては、避難移動中の弱者救済や避難場所での運営補助などが考えられる。

このことについては、児童・生徒が非常時に地域でどのような役割を担うことができるかを周知するなど、消防署、警察署や地域の自主防災組織等との緊密な連携を図る必要がある。

(具体事例は【第3章 第1部3 児童・生徒ボランティア活動】71ページ参照)

2 教職員の危機管理研修

教職員が災害発生時における児童・生徒の安全を確保し、被害を最小限にとどめるためには、状況に応じた一人ひとりの的確な判断と機敏な行動力、臨機応変な状況判断が求められており、教職員が一致協力して迅速かつ適切な行動が取れるようにすることが必要である。

このため、教職員の危機管理意識と使命感、危機管理対応能力、避難訓練・防災訓練の指導力、応急処理能力などを高めるため、教職員の危機管理に関する研修を充実する。

(1) 校内研修の実施

校長は、校内研修計画に危機管理に関する研修を位置付けて実施する。主題としては、学校の危機管理組織、教職員の役割、効果的な避難訓練・防災訓練、初期消火活動、学校が避難所となることを想定した実地訓練、中学生のボランティア活動への参加、地域の自主防災組織との連携などが考えられる。特に、教職員の役割については、災害発生時にどこに行き何をするかなどの具体的な対応を出退勤途中、夜間・休日ごとに整理し、その際の留意事項等を確認するための研修を実施しておく必要がある。

具体例は以下のとおり。

ア 児童が登校中、下校中、在校中、在宅中に災害が発生したときの対応

- 避難誘導
- 関係機関との連携
- 家庭との連携

イ 日常における校舎内外の安全管理

- 危険物の管理と配置
- 救急薬品の管理と配置
- 消火器の管理と配置

ウ 訓練及び実技研修

- 効果的な避難訓練
- 心肺蘇生法・AED使用方法、応急処置の実技研修
- 応急給水用及び初期消火用機材の実技研修

(2) 教育委員会等が実施する研修への参加

教職員は、危機管理や防災教育、教育相談（児童・生徒等の心のケアに関すること）、AEDを使用した心肺蘇生法講習等の研修会に積極的に参加し、防災意識や対応能力の向上に努める。

(3) 安全指導を実施する際の点検項目

安全指導を実施するに当たっての点検項目としては、次のような事項があげられる。

「学校における震災等に対する安全管理と指導の徹底について（都通知、昭和50年3月8日付）」

ア 小・中・義務教育学校の学級活動及び学校行事などの指導を通して、安全指導の充実を図っているか。

イ 年間を通して避難訓練を計画的に行い、指導の徹底を期しているか。

ウ 避難訓練の内容は、火災のみでなく、地震、風水害等を含め、指導の充実を期しているか。

エ 避難訓練は授業中だけでなく、始業前、休憩時、放課後等いろいろな時間や場所を想定して実施されているか。

オ 避難訓練は、必要により関係機関や地域の協力を得るなどして指導の充実に努めているか。

カ 地震の発生時における教職員の指示の方法や児童・生徒の最初の行動の仕方が明確にされているか。

キ 必要により児童・生徒を校舎外へ避難させる場合の隊形、頭部の保護等の具体的な事柄について十分指導しているか。

- ク 教職員の指示によって行動し、勝手に校外に飛び出したり、帰宅したりすることのないよう具体的に指導しているか。
- ケ 大規模災害が発生した際に、児童・生徒を集合させる場所が明らかになっているか。
- コ 通学途上における適切な行動の仕方について指導しているか。電車、バス、自転車などを利用している者に対して特に配慮しているか。これらについて、家庭との連絡を行っているか。
- サ 障害のある児童・生徒等に対しては、特に個別的な指導を行い、安全の確保に努めているか。介助の態勢はできているか。
- シ 自らの安全確保を完了した後に、自分にできる災害ボランティアへの参加の仕方について指導しているか。